

令和5年第3回定例会 文書質問
野沢 てつや 議員

回 答 書

1 施設改善について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>(1) 現在、足立区本庁舎内には食堂が2箇所ある一方、雑貨等の必需品を取り扱う商店がない状態である。以前、コンビニエンスストアの設置が検討されたが、諸事情により困難であると判断された。令和8年より、区役所庁舎北館の地下1階部分において大規模改修工事が予定されており、これにより北館地下1階スペースに30㎡の余剰スペースを作ることが可能だと聞く。そこで問う。</p> <p>このタイミングで、地下1階スペースにコンビニエンスストアを設置したらどうか。大手コンビニエンスストアチェーンにヒアリングした結果、30㎡のスペースであれば店舗展開は可能との回答を得た。コンビニエンスストアを設置することにより、区民の方々の利便性の向上はもとより、区役所職員の方々の福利厚生の上にもつながると考えるがどうか。</p> <p>また、設置の際の入札にあたっては、障がい者福祉施設等で作成したパンの販売棚の設置等、営利だけでなく、福祉目的にもかなうよう、一定の要件を加味すべきと考えるがどうか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>区役所庁舎北館の大規模改修のタイミングで、地下1階スペースにコンビニエンスストアを設置したらどうかのご質問について、お答えいたします。</p> <p>平成24年度に本庁舎アトリウムへの区民向けコンビニエンスストアの設置について検討を行いました。本庁舎の構造上、品物の搬入経路が確保できないことに加え、アトリウム内に設置をするには数千万単位での改修経費がかかるなどの理由から設置を進めるまで至りませんでした。</p> <p>今回ご質問を受け、大手コンビニエンスストアに対し北館地下1階への出店に関するヒアリングを行いました。地下1階は一般区民の人の流れがないとのことから、前向きなお話を頂くことはできませんでした。</p> <p>このため、現時点では設置は極めて厳しい状況です。</p> <p>しかしながら、軽食や雑貨などを取り扱う自動販売機の設置など、区民に使いやすく優しい庁舎を目指し、福祉部分につきましても配慮をしながら関係所管と研究をしております。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：施設営繕部 庁舎管理課)</p>

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>(2) 東京都福祉局では、都内在住の障がい者の所得向上のために、都内の障がい者福祉施設で作成した自主製品の販売ショップ「KURUMIRU」を、都庁を含む都内3箇所で展開している。これにより、障がい者福祉施設で働く障がい者の方々の手取り時給が100円台前半に増加したと聞く。一方で、令和5年10月1日に東京都内の最低時給が1,113円となることを鑑みると、非常に低い水準であると言える。そこで問う。</p> <p>区内の障がい者の方々の収入向上のため、区役所庁舎内（または区内大型ショッピングセンター）に、区内の障がい者福祉施設で作成した自主製品の販売ショップの設置が必要だと考えるがどうか。</p> <p>また、ショップ運営にかかる人件費や光熱費等の諸経費を販売代金から差し引くと、障がい者福祉施設で作成した自主製品のひとつあたりの単価のほとんどが500円未満であることを考慮すると、利益がほとんど無くなってしまう。このため、運営にかかるコストは、東京都が運営する「KURUMIRU」と同様に、区が負担すべきと考えるがどうか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>足立区役所本庁舎等に区内の障がい者福祉施設で作成した自主製品の販売ショップの設置が必要であり、運営にあたるコストは区が負担すべきとの質問について一括してお答えします。</p> <p>足立区役所北館2階には障がい当事者等が運営する「茶房ゆうあい」がございます。</p> <p>茶房ゆうあいの運営にあたっては、消耗品費等運営費の一部を区が負担するとともに、店舗の場所の提供や、庁舎内への店舗案内掲示等による支援を行っております。</p> <p>茶房ゆうあいでは、現在、主に食品を取り扱っており、食品以外の販売機会は少ない状況でございますが、今後、食品以外の販売の拡充について運営する団体に働きかけてまいります。</p> <p>本庁舎以外の店舗の運営につきましては、平成11年度から16年度の間に区内でアンテナショップ2店舗が運営されたことがございますが、商品管理、人員確保等の課題から撤退した経過がございます。また、東京都福祉局が実施する「KURUMIRU」は、3店舗とネット通販の運営におよそ2億3千万円もの予算を投入していることもあり現状では実施は困難と考えております。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：福祉部 障がい福祉課)</p>

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>(3) 足立区では、「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」を区内5箇所の保健センター等で展開している。このうちのスマイルママ面接事業において、全妊婦と面接を行うことについては高く評価する。一方、この面接において、その後のサポートの対象とならない方が生じてしまうという問題点もある。そこで問う。</p> <p>現在行われている「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」の事業範囲を拡大し、スマイルママ面接事業において面接を行なった方全員を継続して支援を行えるよう、板橋区や文京区で行われているネウボラ事業へと事業範囲を拡大してはどうか。</p> <p>また、事業範囲を拡大し、全妊婦の方がその後の子育て等において継続支援を受けることができることを明確にするために、区内全保健センターの名称の後に、「ネウボラセンター」を追加する施設名を変更したらどうか。変更後の名称例として、竹の塚保健センターについては、「竹の塚保健センター・竹の塚ネウボラセンター」とすべきと考えるが、区の見解を伺う。</p>
<p>回答 ③</p>	<p>板橋区などで行われているようなネウボラ事業への事業範囲の拡大については、区では、「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」事業として、すべての妊産婦に対して「妊娠期からの切れ目のない寄り添い型支援」を実施しております。区は、スマイルママ面接を行った後も、「妊娠8カ月アンケート」や「こんにちは赤ちゃん訪問」など、全員を対象とした継続支援を既に実施しております。この件については、板橋区などにヒアリングをいたしました。当区が劣るような内容は見当たりませんでした。</p> <p>また、特に支援を必要とする精神的・経済的にリスクの高い妊婦に対して、区では手厚い支援を行っている他、従来からの地区担当制により、同一の担当保健師による継続的なサポートをしております。</p> <p>次に、保健センターの名称のあとに、「ネウボラセンター」と追加することについては、「ネウボラ」という名称は、まだ広く区民に認知されているという状況とは考えておらず、また、保健センターには、「ネウボラ」と同等以上の機能をもつ、「子育て世代包括支援センター」という国事業の別の名称を既に掲出していることから、変更する必要はないと考えておりますが、「子育て世代包括支援センター」の名称についても一層のPRに努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：衛生部 保健予防課)</p>

2 西新井駅西口周辺地域の再開発事業等について

質問の要旨

④

(1) 令和5年7月に、西新井駅西口周辺地区の地区計画が変更された。駅周辺のにぎわいづくりに向けての変更であり、高く評価する。一方で、地区計画にある「区街路10」については、都市計画道路として指定されるも「優先整備道路」ではなく、「その他計画道路」として指定されていたため、長年に渡り事業化されることなく放置されてきた経緯がある。そこで問う。

第5次事業化計画（令和8年度から開始）を東京都と策定するにあたり、足立区として「優先整備道路」に格上げし、駅西口周辺地域の再開発事業と一体化して事業を進めてはどうか。これにより、駅西口地区の更なる経済発展が見込め、足立区の経済発展に寄与し、また、幅員が拡張されることにより、一方通行から相互通行に変更され、駅前道路の混雑緩和に資するものと考えているがどうか。

なお、策定にあたって、「区街路10」の歩道については、車椅子を常用している私であっても、通行（走行）を完遂することが困難なほど傾斜があるため、歩道のフラット化及び電柱の地中化が必要と考えるがどうか。

回答

④

都市計画道路の次期計画につきましてお答えいたします。

現在の『東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）』は、平成28年から令和7年度までの計画であり、次期整備方針の策定については未定です。なお、現計画の優先整備路線等の進捗状況などについて都と区市町との意見交換を開始しています。そのため、次期整備方針を策定する場合は、区画街路10号線について優先整備路線とするか検討してまいります。その場合、西新井駅西口周辺地区のまちづくりの進捗も踏まえながら令和8年度を目途に検討を進めます。

次に、区画街路第10号線整備による経済発展、相互通行化及び渋滞緩和などの整備効果についてお答えします。

区画街路第10号線整備により、相互通行化されるとともに、経済発展や混雑緩和に一定程度寄与するものと考えております。

次に、歩道のフラット化や電柱の地中化についてお答えします。

区画街路第10号線を整備する際には、他の都市計画道路整備と同様に、歩道のフラット化や電柱の地中化を実施してまいります。

なお、整備までにはまだ時間がかかることから、凹凸の激しい歩道の縦断的なアップダウン解消のため、車の出入り口となる切り下げ部分が近接した箇所を一体的な切り下げとする改修工事を10月に予定しております。

(担当所管:都市建設部 都市建設課、道路公園整備室 道路整備課)

<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>(2) 駅西口南地区市街地再開発において、先般、準備組合が設立された。現在の駅西口出入り口と隣接し、非常に利便性の高い立地である。今後、再開発事業として事業を進めていく中で、その用途について議論があることと思われる。そこで問う。</p> <p>駅に隣接しているという立地に鑑み、区民事務所及び防災施設の併設を求める。西新井駅は毎日7万人を超える利用者がいると聞く。区民事務所を設置することにより、西新井駅を利用する区民の方々の利便性の向上に資するだけでなく、西新井駅を利用している方々が、各種手続きの際に利用していると思われる千住区民事務所及び区役所本庁舎の窓口の混雑緩和に資するものと考えらるがどうか。</p> <p>また、西新井駅西口周辺においてはマンションが何棟か存在するが、近隣住民が避難できるような設備は有しておらず、駅周辺地域において、防災施設の整備が急務の課題と考える。そこで防災施設の併設が必要だと考えるがどうか。</p>
<p>回答 ⑤</p>	<p>西新井駅西口南地区の再開発事業において、区民事務所及び防災施設の併設につきましてお答えします。</p> <p>西新井駅西口南地区は、任意の再開発準備組合が発足したことで、これから計画づくりや行政協議を進めていく段階になります。今後、準備組合と協議をする中で、地域に貢献できる施設となるよう進めてまいります。</p> <p>区民事務所を設置した場合には、千住区民事務所や本庁舎の窓口の混雑緩和に一定程度の効果は期待できるものと考えられます。しかし、西新井地域には、大師前駅前に西新井区民事務所があり、11月6日には新築された西新井センター内で運営を開始する予定であるため、区民事務所の移設や増設は考えておりません。</p> <p>また、防災施設につきましては、西新井さかえ公園が避難場所に指定されているほか、栗原小学校、第七中学校が第一次避難所に指定されていることから現在のところ新たな施設を整備する考えはございません。</p> <p>しかしながら、今後の西新井駅西口駅前開発が実現される際には、大規模水害時における一時避難施設としての利用や災害時における帰宅困難者の受け入れ、備蓄倉庫の設置等について協力が得られるよう協議してまいります。</p> <p>(担当所管：都市建設部 まちづくり課、中部地区まちづくり担当課、危機管理部 災害対策課、地域のちから推進部 地域調整課)</p>